

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

11月11日
富山地裁

第15回 口頭弁論

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始して、15 回目の口頭弁論を迎えます。

今回の弁論では、「厚労大臣は生活保護基準の決定において広い裁量権を持つ」との国の主張に対し、「裁量権は決して広くなく制限されている」とする旨の慶応大学教授の意見書を提出する予定です。また「デフレ偽装」に基づく引き下げであることを、静岡大学教授の意見書に基

づき主張・立証を行う予定です。

先日、名古屋地裁で行なわれた同種の裁判では、社会保障審議会の部会長代理を長年務められた方が、「(生活保護の大幅引き下げを) 容認していない」「財政削減に私たちは利用されたのかも知れない」と証言し話題となりました。

この闘いは、生活保護制度をとりまく問題を社会にアピールし世論を盛り上げることが重要です。傍聴席をいっぱいにするため、多くの皆さまの傍聴参加を呼びかけます。

第15回口頭弁論

11月11日 (月) 13時30分~14時
富山地裁・第二号法廷

傍聴希望の方へ

申込なしの参加も可能ですが、できましたら事前に事務局長：杉田まで参加される旨をお知らせ下さいませようお願いします
(TEL：076-442-8000 メール：tym_sugita@doc-net.or.jp)

第15回口頭弁論

報告集会・記者会見

同日 14時15分頃～ (口頭弁論終了後)
県弁護士会館・3階会議室 (富山地裁から徒歩3分)



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 28
2019/10/30 発行：ネット事務局 mail:tym_sugita@doc-net.or.jp

